



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料
みなし贈与一母が負担した居宅の改修工事費用と付合

民法第242条は、不動産の所有者は、その不動産に従として付合した物の所有権を取得する旨を、第248条は、第242条の規定の適用によって損失を受けた者は、第703条及び第704条の規定に従い、その償金を請求することができる旨規定しています。

今回は、この「付合」に係る贈与税の事例を紹介します。

(平成29年5月24日非公開裁決・棄却・TAINSコード：F0-3-533)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

原処分庁が、請求人の母が行った請求人所有の建物の改修工事によって、請求人が改修工事部分の所有権を取得したと解した上で、所有権に相当する経済的利益を贈与により取得したものとみなされる(相法9)として、贈与税の決定処分等をしたところ、請求人が、改修工事は日常生活に支障が出ていた部分の修理を行ったにすぎないから、仮に利益があったとしても、扶養義務者相互間の生活費に充てるためにした贈与であって、通常必要と認められるものに当たる(同法21の3《贈与税の非課税財産》①二)などとして、処分の全部の取消しを求めた事案です。

<審判所の判断>

- 1 改修工事のうち、除外部分(照明器具などの電化製品及びその取付工事等、居宅の敷地に対して施工されたもの)を除いた工事部分については、その工事内容等に照らせば、居宅から容易に取り外せず、居宅の構成部分となっているもの、又は社会通念上居宅の一部と認められるべきものであって、取引上の独立性を有しないと見えるから、居宅への付合が成立する。
- 2 付合部分については、居宅の所有者である請求人がその所有権を取得し、付合部分の工事費用を負担した母は、請求人に対し、民法第248条に基づき、付合により生じた損失に相当する費用について償還請求することができる。しかしながら、母には、請求人に対する費用償還請求権を行使する意思はおおよそなく、権利を放棄していたと認められ(母に係る相続税の申告書に、権利の記載はない。)、結局、請求人は付合による所有権取得に見合う債務を何ら負担していないといえることができる。
- 3 したがって、付合部分については、請求人は、付合が成立した時点で、母から相続税法第9条に規定する「対価を支払わないで・利益を受けた」と見える。
- 4 「生活費」(相法21の3①二)の意義について、相続税法基本通達21の3-3は、その者の通常の日常生活を営むのに必要な費用をいう旨定めるところ、かかる費用には、日常の衣食住に必要な費用のみでなく、治療費、養育費その他これらに準ずるものを含むものと解されている。また、「通常必要と認められるもの」の意義について、同通達21の3-6は、被扶養者の需要と扶養者の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上適当と認められる範囲の財産をいうものとする旨を定めている。
- 5 相続税法第21条の3第1項第2号の立法趣旨が、生活費又は教育費は、日常生活に必要な費用であり、それらの費用に充てるための財産を扶養義務者相互間の贈与により取得してもそれにより担税力が生じないことはもちろん、その贈与の当事者の人間関係などの面からみてもこれに課税することは適当でないこと等にあることに鑑みれば、当審判所においても、上記通達の取扱いはいずれも相当であると解される。
- 6 本件では、母が多額の費用をかけて改修工事を依頼し、請求人が付合により工事の大部分の所有権を取得したことで、請求人は、合計約2,700万円に上る利益を受け、利益について母から贈与を受けたものとみなされる。このような利益の額、改修工事の規模及び内容、請求人には各年分において2,000万円前後の多額の所得があること等に照らせば、贈与とみなされる部分が請求人の「生活費」に充てるためになされた贈与に当たると解することはできない。(税法データベース編集室 大高由美子)

◇以上の判決について詳細(全文・A4判12頁)が必要な方は、送料実費とも2,000円(税抜)で頒布しますので下記あてご一報ください。